指摘事項 訪問看護

令和5年3月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成29年12月22日鳥取市条例第51号)

「予防条例」

鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(平成29年12月22日鳥取市条例第52号)

「老企第36号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉 用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の 留意事項について

(平成12年3月1日老企第36号)

☆事故発生時の対応

■誤薬については事故報告の対象となるため、発生した場合は速やかに報告書を提出すること。

(条例第39条1項準用、予防条例第34条1項準用)

利用者に対するサービスの提供により事故等が発生した場合は、鳥取市介護保険事故報告事務取扱要領に従って鳥取市に報告すること。

- ☆報告が必要な事故の範囲
- ①利用者が負傷又は死亡した場合(医師の保険診療を要したもの)
- ②誤薬が発生した場合
- ③食中毒の発生が認められた場合
- ④感染症が発生した場合 (保健所に報告が必要なもの)
- ⑤職員の法令違反(利用者の処遇に影響があるもの)
- ⑥利用者が無届けで外出し、警察、消防等に捜索依頼した場合

☆ターミナルケア加算

- ■ターミナルケア加算について、以下の事項を訪問看護記録書に記録すること。
- ア 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録
- イ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれ に対するケアの経過についての記録
- ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録

(老企第36号第2の4(18))

ウについては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに 関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行 い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応すること。

☆退院時共同指導加算

■退院時共同指導加算について、退院時共同指導の内容を訪問看護記録 に記録すること。(老企第36号第2の4(22))

☆サービス提供体制強化加算

■サービス提供体制強化加算について、算定根拠となる資格者等の占める割合について記録を残すこと。(老企第36号第2の4(25))

職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする